

V ホットな消費者ニュース（令和元年度）

※県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談の中から、注意が必要な事例について紹介しています。

2019年 4月号	<ul style="list-style-type: none"> ●知らないうちに電気の契約が切り替わった！？ ●マルチの投資話は親しい人からでも要注意！！ 	P51
2019年 5月号	<ul style="list-style-type: none"> ●クレジットカードの不正使用に注意！ ●パソコン使用中に表示される警告や警告音にだまされないで！ 	P52
2019年 6月号	<ul style="list-style-type: none"> ●通信会社を装った「不正アクセス等を知らせるメール」に注意！ ●チケット購入はよく確かめて！ 	P53
番外編 No.10 (2019年6月)	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報を削除してあげる」と県庁職員をかたる不審電話に注意！！ 	P54
2019年 7月号	<ul style="list-style-type: none"> ●契約は簡単に解約できません。注意を！！ ●根拠法のない共済のマルチ商法にご注意！ 	P55
2019年 8月号	<ul style="list-style-type: none"> ●保険申請のシナリオを渡す屋根修理業者に注意！ ●「お試し」のつもりで注文した商品、定期購入ではありませんか？ 	P56
2019年 9月号	<ul style="list-style-type: none"> ●加入している保険の契約内容を理解していますか？ ●インターネットでの中古車の購入、ネットだけで契約しても大丈夫？ 	P57
2019年 10月号	<ul style="list-style-type: none"> ●賃貸不動産退去時のトラブルを回避しましょう！ ●3億円もらえるはずが・・・！？ 	P58
2019年 11月号	<ul style="list-style-type: none"> ●回数券は使えなくなることがあります。購入前によく考えて！！ ●トラブルが多い新聞の購読契約！先付け契約はしないで！！ 	P59
2019年 12月号	<ul style="list-style-type: none"> ●フリマアプリでのトラブルは個人間で解決！ ●ふるさと納税の偽サイトにご注意ください！ 	P60
2020年 1月号	<ul style="list-style-type: none"> ●不審な通知は無視して！ご相談は消費生活センターへ！！ 弁護士事務所などをかたった架空請求に注意しましょう 	P61
2020年 2月号	<ul style="list-style-type: none"> ●本当の狙いは貴金属！？強引な訪問買取にご注意ください！！ ●消費者金融のアプリの不正使用に気をつけて！ 	P62
2020年 3月号	<ul style="list-style-type: none"> ●エステ店のコース契約など、長期で高額な契約にはリスクがあります！ ●オンラインゲームは親子で遊び方を話し合ってから楽しみましょう！ 	P63



ホットな消費者ニュース ～あなたの地域の危ない商法 2019年4月号



★知らないうちに電気の契約が切り替わった！？

・・・飯塚市消費生活センター

（相談事例）

自宅に「新しいメーターに変えたら、電気代が安くなる。」と業者が訪問してきた。「近所はみんな新しいメーターに変更した。」と言うので契約を了承した。近所の人にこの話をしたら、「数年前にオール電化工事をした際に変更済みだ。」と言う。おかしいと思っていたら、契約書面が届き、訪問してきた業者が電力会社ではなかったことに気が付いた。元の電力会社との契約に戻してほしい。

（処理結果）

訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取って8日間はクーリング・オフができることを説明しました。簡易書留で通知するよう助言し、消費生活センターから業者にその旨連絡したところ了承されました。

（アドバイス）

- ◆2016年4月1日の電力小売全面自由化により、様々な事業者が一般家庭向けの電気を販売できるようになり訪問や電話勧誘によるトラブルが発生しています。検針票の情報を聞かれたので答えたら、いつの間にか契約が切り替わっていたなどの相談も寄せられています。
現在、各電力会社でスマートメーターに交換する作業が順次行われていますが、原則として費用はかかりません。スマートメーターの交換に便乗した勧誘に注意しましょう。
- ◆電気の切り替え契約について電話があった場合は、事業者名を確認し、不要であれば検針票の記載情報は伝えず、きっぱり断りましょう。

★マルチの投資話は親しい人からでも要注意！！

・・・福岡県消費生活センター

（相談事例）

ごく親しい知人から誘われ、一緒に投資コンサルを名乗るAに会った。仮想通貨を使用して海外不動産に50万円投資すると毎月4万円相当の仮想通貨が配当され、会員を紹介すれば紹介料ももらえるということだった。バイト生活だが、職業は正社員、年収200万円、使用目的は歯科矯正と偽れば消費者金融から融資を受けられると言われ、2社から50万円借りてAに手渡した。配当があったので信用できると思い、さらに100万円借金して追加出資したが、その後は配当がない。解約したい。

（アドバイス）

- ◆親しい人からの紹介でよくわからないまま投資話に乗ってしまったという相談が増えています。当初は他の会員からの融資金を回す自転車操業で配当を支払い信用させますが、先細りになってきます。解約したいといっても言を左右にして簡単には応じず、弁護士に依頼しようにも相手の住所、氏名すらわからない例が少なくありません。特に、海外の事業者が関与した場合の返金交渉は極めて困難になることが多いようです。
- ◆事例のように、消費者金融から偽りの情報で借金した場合、そのこと自体が違法行為とされる可能性もあります。
友人等を紹介して友人が損害を被った場合は、その損害を賠償する責任が生じることもあります。
- ◆例え親しい人からの紹介であっても、高額な配当をうたう投資話は、まずは疑ってかかりましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します



★クレジットカードの不正使用に注意！



(相談事例)

会員制の整体院で「月額1万円 通い放題」の契約をし、クレジットカード払いにした。退会したにもかかわらず、継続してクレジットカードの請求がくる。しばらく見ていなかった請求明細には、月数万円の引き落としもあり、驚いてカード会社に相談すると、販売店に返金を求めるよう言われた。整体院に連絡するが、休業中で連絡がつかない。勝手にカード請求をする整体院を信用できない。(50歳代 女性)

(アドバイス)

- ◆サービスを購入した後に、サービスを受けることをやめた場合であっても、クレジットカードで決済をしていれば、クレジット会社からの請求は行われてしまいます。クレジット契約は、販売者とクレジット会社との間の「加盟店契約」、購入者とクレジット会社との間の「立替払契約」、購入者と販売者との間の「売買契約」からなる3者間契約であり、「売買契約」を解消したからといって、直ちに「立替払契約」まで解消されるわけではないからです。
- ◆クレジットカードの請求明細は、毎月確認しましょう。
- ◆クレジットカードの買い物でトラブルがあって、販売店との間で問題が解決できなかった時、まずはカード会社に相談しましょう。それでも解決できない時や、不安な時は消費生活センターに相談しましょう。

★パソコン使用中に表示される警告や警告音に だまされないで！

(相談事例)

パソコン使用中に、突然「ウィルスに感染した。至急連絡を」という内容と電話番号が表示された。慌ててその番号に電話をすると片言の日本語で「セキュリティがおかしいので対策が必要」と言われた。3年のサポート契約で74,000円と言われ、クレジットカード番号を聞かれたが、クレジットカードは持っていないと伝えると「人から借りて」などと言われたので不審に思い電話を切った。画面は表示されたままだが本当にウィルスに感染したのだろうか(70歳代 男性)

(処理結果)

相談者はプロバイダの有料サポート契約をしていたので、プロバイダに連絡しチェックしてもらうよう助言したところ、警告画面も消えウィルス感染もなかったことがわかりました。

(アドバイス)

- ◆実際には異常がないにもかかわらず、消費者の不安をあおって電話をかけさせて、不要なセキュリティソフト等の契約をさせる手口の相談が増えています。警告音が鳴ったり警告表示がでてでもウィルスに感染しているわけではありません。慌てて相手に電話をせず、その画面を閉じるか電源を落としましょう。
- ◆画面が消せない場合は情報処理推進機構(IPA)に相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL(局番なし) 188(いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します



通信会社を装った「不正アクセス等を知らせるメール」に注意！



(相談事例)

スマートフォンに「不正なアクセスが確認された」と、使用しているスマートフォンの通信会社からメールが届き、URLが添付されていたので開いてID・パスワードなどを指示されるまま入力した。その数時間後、キャリア決済で10万円を利用したとのメールが届き、インターネット通販で不正利用されたことがわかった。通信会社にその旨伝えたが、本人のパスワード等が用いられている経緯から請求の取消しはできず、次回のスマートフォン代金とあわせて一括で引き落とされると言われた。

(アドバイス)

- ◆偽のメールを送信し、偽のログイン画面などに誘導して、IDやパスワード、カード情報などの個人情報などを不正に入手するフィッシング詐欺に合わないために、安易にメールに添付されているURLは開かないようにしましょう。
もし、URLを開いてしまった場合は、IDやパスワード、個人情報は入力せず、すみやかに通信会社の問い合わせ窓口連絡をしましょう。
- ◆キャリア決済は、携帯電話料金と一緒に商品代金や通信サービス料金を支払うことができる便利な決済サービスですが、分割払いができません。支払ができない場合は、携帯電話の利用停止、さらには他の通信会社への乗換えもできなくなります。
不正利用されないために、日頃から迷惑メール対策や、2段階認証を設定するなど、セキュリティ対策を強化しておくことも大切です。

チケット購入はよく確かめて！

(相談事例)

ラグビーワールドカップのチケットを購入しようとインターネットで検索した。一番上に表記されたサイトに申込みをし、クレジット決済をした。ところが、購入したサイトは、公式サイトではなく転売仲介サイトであることが分かった。公式サイトには、「転売チケットは無効」と書いてあり、キャンセルしようとしたが、連絡が取れない。海外のサイトのように、交渉もできなくて困っている。

(アドバイス)

- ◆観劇やスポーツ観戦等のチケットを購入しようとインターネットで検索し、誤って転売仲介サイトで購入してしまったという相談が寄せられています。
- ◆公式サイトの中には、「公式サイト以外で購入したチケットは利用できない」とうたっているところも多く見られます。
- ◆特に海外の転売仲介サイトは、トラブルが起きても解約金や返金の交渉は困難です。チケットを購入する際は、公式の販売サイトであることを必ず確認しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL(局番なし) 188(いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します

「個人情報削除してあげる」

県庁職員をかたる

不審電話に 注意!!

★相談事例

県庁職員を名乗る男から「あなたの個人情報が通販会社3社に漏れている。2社は削除できたが、1社だけは削除できない。削除するための方法を後ほど電話するので電話の前に待機するように」と言われ、連絡先電話番号として「188」を伝えられた。

個人情報が漏れていると言われ不安になったが、部署名も名前も言わなかったので、不審に思った。

その後、同じく県庁職員を名乗る別の男から電話がかかってきたので「本当に県庁職員ですか？どこの課の方ですか？」と言うと、突然電話が切れた。

県庁からこのような電話をかけることがあるのか。(60代女性)



いやや!
188とは?

全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している最寄りの消費生活センター・相談窓口を案内する「消費者ホットライン」の電話番号です。

★ひとことアドバイス

- ◎ 県庁職員や監督官庁など、公的機関をかたり、「あなたの個人情報が漏れているので削除してあげる」などと持ちかけ、最終的にはお金をだまし取る詐欺手口が発生しています。
- ◎ 公的機関が「個人情報を削除してあげる」などと電話をすることは「絶対に」ありません。
- ◎ このような電話は相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- ◎ 一度お金を払ってしまうと取り戻すことは非常に困難です。「絶対に」支払ってはいけません。
- ◎ このような電話がかかってきたら、すぐに最寄りの警察署または消費生活センターに相談してください。



★福岡県警察

110 または #9110

★福岡県消費生活センター

092-632-0999

相談時間 月～金曜日9:00～16:30 / 日曜日10:00～16:00



契約は簡単に解約できません。注意を！！



(相談事例)

一人暮らしの母が施設に入ることになったので、新聞配達店に電話をして「明日から新聞をやめる」と伝えたら、店主から「配達の契約は2025年12月までの約束なので、急にやめられるのは困る」と言われた。了承しないので少々文句を言うと「これは契約なので一方的に解除できません」と強い口調で言い返された。

新聞社に苦情の電話を掛けたが、新聞の配達契約は新聞社に関係ないと退けられた。
いったいどうなっているのか？

(アドバイス)

- ◆新聞の配達は個人と配達店との契約になりますから、新聞社はこの契約には関係ありません。ここで注意してほしいのは、一度結ばれた契約は一方的に解約することが出来ないことです。新聞の配達も契約ですので、解約は双方の合意が必要です。今回のように「いつまで新聞を取ります」と期間を定めた契約であれば、まずは契約者が施設に入るという事情を配達店に説明し、解約の条件を協議することが必要です。
- ◆契約書に印鑑を押さないと契約は成立しない、あるいは契約しても簡単に解約できる、と誤解をしている方も多いようです。
契約は口約束でも成立し、一方的に解約や変更は出来ません。
生活状況が変わることもあるので、長期間の契約や数年先の契約をする場合は注意しましょう。

根拠法のない共済のマルチ商法にご注意！

(相談事例)

知人から近くファミレスに呼び出され、保険の共済のような組織へ入会を勧誘された。会員になれば生活全般に会員限定のサービスが受けられる。例えば、映画や宿泊が安価に利用でき、結婚や出産には祝い金が支給されるなどのサービスだ。さらに、知人を紹介するとマージンがもらえると言われた。入会金と1か月分の会費1万2000円を支払い、近くの施設で開催されるセミナーにも参加した。しかし、よく考えると知人も少なく、共済のサービス内容もよく分からないうえに、毎月引き落とされる会費も負担だ。

(アドバイス)

- ◆相談者が契約した共済は法的裏付けのある共済団体のものではありませんでした。「共済」という名称を使用すること自体は違法なことではありませんが、業者には法的責任はありません。また、月々の会費は払い戻されません。
- ◆共済を広める手段としてマルチ商法を用いていますが、儲かるのは上位者のごく一部です。
- ◆知人から勧められたからと言って安易に契約をしないようにしましょう。不審に思ったら一旦契約を白紙にしましょう。
マルチ商法のクーリング・オフ期間は20日間です。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します



保険申請のシナリオを渡す屋根修理業者に注意！

(相談事例)

インターフォンが壊れたので近所のA業者に修理を頼んだ。作業後、「アンテナの様子がおかしい。見てみる」と言って屋根に上がった。すると「アンテナが倒れていて危ない。屋根も傷んでいる。火災保険を使えば費用は一切かからない。知り合いのB業者を紹介する」と言われた。1週間後、B業者がやってきて、撮った写真を見せながら「これは火災保険が使える。保険会社に電話するように。A業者の紹介で訪問したのでクーリング・オフは出来ない」と言われ修理を申し込んだ。更に2日後「保険会社に申請書類を請求する時に使って」とシナリオを持ってきた。シナリオは使わずに保険会社へ申請したが、娘から「おかしい」と言われ不安になっている。

(アドバイス)

- ◆紹介でやってきたB業者は、消費者が来訪要請をしたわけではありません。訪問先で工事を勧誘するのであれば訪問販売にあたるので、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。
- ◆実際の屋根の状態と、渡されたシナリオの内容が違っていた場合、虚偽の保険金請求として保険金詐欺を疑われるおそれがあります。注意しましょう。
- ◆「火災保険が使える」と言って勧誘された時は、本当に保険が使えるのか、自分自身で確認しましょう。
- ◆不安なときはすぐに消費生活センターに相談しましょう！

「お試し」のつもりで注文した商品、定期購入ではありませんか？

(相談事例)

1か月前にスマートフォンの広告を見て、初回割引価格2,000円美容クリームを注文した。肌に合わないので使用を中止した。先日、また、美容クリームが届き、定期購入になっていることがわかった。販売会社からは、4回以上の購入が初回割引の条件だから、4回までを受け取った後、解約を申し出るようにと言われた。4回までの総額は32,000円と高額で支払えない。今すぐ、解約できないのか。

(アドバイス)

- ◆販売会社のサイトには、4回の定期購入が条件で初回が割引価格になること、自己都合による返品不可の表示がありました。最終確認画面にも、初回を含めた4回の総額表示がありました。この場合、初回割引価格のみを支払っての解約は困難です。
- ◆インターネット通販をはじめ通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。購入者の都合で返品できるかどうか、返品できる場合の送料負担などの条件は、表示内容に従うこととなります。
- ◆割引価格の「初回」「お試し価格」は、定期購入が契約条件となっていないか、通信販売の広告表示をよく確認しましょう。
- ◆インターネット通販では、最終申込みの意思を伝えるボタンを押す前に、「最終確認画面」で、契約に関する重要な情報を確認しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL(局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します



加入している保険の契約内容を理解していますか？

（相談事例）

「現在加入している保険の説明をしたい」と、保険会社の担当者が高齢の母宅に来た。母は理解しないままタブレット上で署名してしまい、銀行口座からの引き落としがあって初めて新規契約をしていたことに気づいた。解約を申し出ると、「担当者不在」と引き延ばされ、「クーリング・オフ期間は過ぎた」と言われた。（50代女性）

（アドバイス）

- ◆保険のパンフレットに書いてあるメリットばかりでなく、リスクや契約期間、保険金の受取時期や、受取額などを確認しましょう。その保険が、本当に必要なのか、保障額は適正なのか計算してみることも大切です。
- ◆高齢者が契約する際は家族や親族が同席しましょう。そして、話を聞いたその場で契約せず、検討したり、周囲に相談できる時間を持ちましょう。
- ◆口頭での解約の申し出は「言った」「言わない」の水掛け論になることが多いため、クーリング・オフの書面を出す必要があります。書き方がわからない場合は、消費生活センターに相談してください。

インターネットでの中古車の購入、ネットだけで契約しても大丈夫？

（相談事例）

インターネットの中古車検索サイトで気に入った車を見つけた。他県の販売店だったので販売店とはメールでやり取りをし、実車は見ないまま契約した。しかし、納車後一か月でラジエーターから冷却水が漏れ、修理が必要になった。修理は保証の対象で無料修理になるようだが、車を購入した販売店に自分で持ち込まなければならない。時間も費用もかかるため現実的には不可能だ。（20代男性）

（アドバイス）

- ◆インターネットの中古車検索サイトでは、希望の条件を入力するだけで簡単に好みの中古車が見つかります。そのままネット上で契約することもできますが、中古車は新車と違い、一台一台の状態が違うものです。できれば購入前に一度販売店に出向き、実車を見ながら車の状態の説明を受けたり、試乗をすることをお勧めします。
- ◆購入後の不具合時の対処については保証の有無や内容も含めてしっかり確認し、商談の中で信頼できるお店なのかもチェックしてみましょう。
- ◆自動車は高額な商品で、長い期間使用するものです。しっかり確認し慎重に契約してください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999	（日曜日でも電話相談可）	福岡市	092-781-0999	（第2・第4土曜日でも電話相談可）
北九州市	093-861-0999	（土曜日でも相談可）	久留米市	0942-30-7700	（第2日曜日でも相談可）
飯塚市	0948-22-0857		宗像市	0940-33-5454	
大牟田市	0944-41-2623		行橋市広域	0930-23-0999	
糸島市	092-332-2098		筑紫野市	092-923-1741	

* 消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや！）（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）
※ナビダイヤル通話料金が発生します



ホットな消費者ニュース～あなたの地域の危ない商法 2019年10月号



賃貸不動産退去時のトラブルを回避しましょう！

（相談事例）

3年間住んだ賃貸アパート退去時に、チェックに立ち会った管理会社から、たばこのヤニと臭いがひどいので、クロス張替費用を敷引きとは別に請求すると言われた。クロス張替費用は、貸主負担ではないのだろうか。

（アドバイス）

退去時の原状回復（修復）費用の貸主、借主の負担の在り方について、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常の使用による損耗や経年変化による自然的な劣化、例えば日焼けによるクロス、畳の変色などは貸主の負担としています。しかし、壁の落書き、喫煙やペットを飼っていたことによるキズ、におい、汚れなどは通常の使用方法を超える使い方によって生じたものとして借主の負担とされています。

ただし、ガイドラインに法的な拘束力はなく、契約書の内容が優先されるので、契約時には、原状回復の範囲や内容などについてよく確認しておきましょう。

また、その他のトラブルを防止するために、退去時だけでなく入居時も、家主や仲介業者などの貸主側と一緒に部屋の現状を確認し、キズや汚れなど、確認した内容をメモや写真に撮り、証拠として残しておくことも大切です。

3億円もらえるはずが・・・！？

（相談事例）

スマートフォンのフリーメールアドレスに3億円当たったので受け取ってほしいとメールが届いた。相手が私に振り込むための銀行のカードを作っていると言うので信じてしまった。カードを郵送するために手数料が必要と言われ電子マネーで支払ったが、その後、複数の相手から同様なメールが届きだし、請求された手続き費用を電子マネーやプリペイドカードで合計200万円も支払ってしまった。騙された。

（アドバイス）

- ◆「有料サイトの料金が未納」「当選したのでお金がもらえる」などの心当たりのないメールやSMSが届いたとの相談がまだまだ多く寄せられています。
- ◆安易に連絡をすると手数料として金銭を要求されたり、個人情報聞き出されたりするので無視しましょう。一旦お金を支払ってしまうと、取り戻すことは困難です。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999（日曜日でも電話相談可）	福岡市	092-781-0999（第2・第4土曜日でも電話相談可）
北九州市	093-861-0999（土曜日でも相談可）	久留米市	0942-30-7700（第2日曜日でも相談可）
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや!）（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）
※ナビダイヤル通話料金が発生します



回数券は使えなくなることがあります。 購入前によく考えて！！

(相談事例)

毎週のように利用していた温泉施設が今月末で閉鎖されると聞いた。入浴回数券を100枚買ったばかりで、まだたくさんの回数券が残っている。
使い切れなかった分はどうなるのか？

(アドバイス)

- ◆まずは温泉施設の運営会社に連絡して、未使用の回数券の払い戻しについて尋ねてください。払い戻しは運営会社が定めた約款などに従うこととなりますが、払い戻しが出来ないと定めている場合が多く、また、払い戻しが出来たとしても手数料がかかることもあります。
- ◆温泉施設に限らず、スポーツ施設、マッサージ店、整体施設など、回数券を買って利用すれば割安になる施設やサービスなどがありますが、施設が閉鎖になる以外にも、買った本人が急に転居することになったり、入院など生活状況が変わったりして、予期せず利用できなくなることも考えられます。
- ◆回数券を購入するときはこのようなリスクまで十分考え、使い切れるのかよく考えて購入しましょう。

トラブルが多い新聞の購読契約！ 先付け契約はしないで！！

(相談事例)

今とっている新聞が9月末で終わると思っていたら、2日前から別の販売店の新聞が入り出した。数年前に複数の販売店が訪問し購読契約を勧められたので、断る事が出来ず書面にサインしたことは覚えているが、どこといつまでの契約を交わしたかまでは覚えていない。最近、テレビやインターネットで情報が入るので、新聞はほとんど読まない。

10月から消費税が上がり、生活が苦しいので新聞の購読契約をすべて解約したい。どのようにしたらいいのか？ (60歳代女性)

(アドバイス)

- ◆新聞の購読契約は、その期間新聞を取るという契約なので、解約するには販売店の合意が必要です。自分が契約したと思われる販売店に電話して、契約情報を調べてもらった後、解約する旨を伝え、解約条件等の話し合いをしましょう。
- ◆事例のように先付け契約をすると、家庭の事情が変わるなどで契約を実行できない場合があります。契約する時は先付け契約を避けるようにしましょう。
- ◆新聞の契約書は、契約期間が終わるまで大事に保管しましょう。

*先付け契約とは、新聞が入るのが契約した日より数年先になる契約のことです。

●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します



ホットな消費者ニュース ~あなたの地域の危ない商法 2019年12月号



フリマアプリでのトラブルは個人間で解決!

(相談事例)

スマホのフリマアプリを利用し、ブランドの中古バッグを28,000円で購入した。代金はアプリ運営業者が提供している決済サービスを利用し、コンビニで支払った。翌日、出品者から「フリマアプリのアカウントを削除されたので、昨日の取引はキャンセルする」とメールが届き、私も取引中止の手続きをした。しかし、その後出品者から「別のアカウントを登録したので、再度取引したい」と連絡があったが、アカウントを削除されるような出品者とは関わりたくない。取引中止の手続きをしたので代金を返金してほしいとアプリ運営業者にメールを送ったが、「双方が中止を申告しなければ代金は返金できない。あなたと出品者で話し合うように」と返信がきた。出品者が取引中止を申告しなければ代金は返ってこないのが不安だ。

(アドバイス)

- ◆フリマアプリでの商品売買は、基本的に個人間取引（出品者と購入者の双方が消費者個人）です。利用規約では、取引におけるトラブルにアプリ運営業者は介入せず、当事者間で解決するように求められていることをよく理解しておきましょう。
- ◆このケースは、出品者も取引中止をして解決しましたが、当事者間で話し合おうにも、出品者と連絡が取れなくなるケースも見られます。利用する際は、利用規約をよく読み、サービスの仕組みや禁止行為等についても理解し、慎重に取引することが大切です。

ふるさと納税の偽サイトにご注意ください!

昨年、地方公共団体のふるさと納税を装った「偽サイト」が多数開設されていました。ふるさと納税の申し込みをする前に、受付サイトの内容を十分に確認しましょう。インターネットによる地方公共団体のふるさと納税受付サイトは、地方公共団体ごとに、指定されています。



インターネットサイトの内容をチェックしましょう! チェックがつかますか?

地方公共団体の住所、連絡先、メールアドレスなどの記載がある。

寄附金額を割引することや値引きすることの宣伝文句はない。

※ふるさと納税を受けた地方公共団体が返礼品を送ることはありますが、寄附金額を割引することや値引きすることはありません。

- ◆偽サイトの手口は巧妙になりつつあり、大きな被害を受ける可能性があります。インターネットで申し込みをする場合は、受付サイトの内容を十分に確認しましょう。

- ◆怪しいと感じた場合は、寄附先の地方公共団体に確認しましょう。

●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供: 大牟田市消費生活センター、福岡県消費生活センター

発行: 福岡県消費生活センター



不審な通知は無視して！

ご相談は消費生活センターへ！！

～弁護士事務所などをかたった架空請求に注意しましょう

郵便受けには弁護士事務所をかたった「未納料金のお支払いのお願い」という圧着ハガキや法務局をかたった「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキ。

スマホには「重要なお知らせ」という宅配業者や通信業者、金融機関をかたったSMS(ショートメッセージサービス)。

昔からよくある手口はもちろん、スマホを利用した新たな手口も次々と発生しています。

詐欺ハガキはしばらく下火になっていましたが、最近大量に発送されており、問い合わせや相談の電話が多くなっています。

(相談事例)

「未納料金お支払いのお願い」と記載された圧着ハガキが届いた。内容は、携帯電話で利用した有料番組サイトの利用料金の支払いが確認できていないため、債権者から債権回収の依頼を受理したというもので、弁護士事務所の債権回収部門が差出人だった。

折しも、ひと月ほど前、スマートフォンを操作中いきなりアダルト情報サイトに登録され相手の連絡先に電話をかけてしまった。その際、複数回やり取りをしている。このことが原因で弁護士事務所から通知されたのだと思う。

(処理結果)

アダルト情報サイトの登録に関しては、契約は成立していないと考えられ、支払う必要はなく、対処としては無視すればよかったこと、今後も無視することを助言しました。

今回の弁護士事務所の件では、ハガキに記載の弁護士事務所は同一住所に実在するが、真正の弁護士事務所のホームページに「当事務所に酷似した名をかたり支払いを要求する圧着ハガキにご注意ください」という注意喚起がなされていることを情報提供し、相談者に送付された圧着ハガキは架空請求であることを伝えました。

(アドバイス)

- ◆ 今回の弁護士事務所をかたった架空請求に限らず、大手の通販事業者、宅配事業者名をかたった不審なメールも後を絶ちません。
- ◆ 詐欺ハガキに書かれている連絡先、SMSに書かれている連絡先には決して連絡してはいけません！
また、安易にURLを開くことはやめましょう。個人情報を知らないうちに抜き取られ、次々と二セの弁護士や二セの事業者から電話がかかり、金銭被害に遭うこともあります。
- ◆ まずは、その事業者や事務所の公式ホームページやカスタマーサポート窓口、コールセンターに確認しましょう。
- ◆ 困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料が発生します



本当の狙いは貴金属！？

強引な訪問買い取りにご注意ください！！

(相談事例)

「不用品を何でも買い取る」と女性から電話がかかってきた。訪ねて来たのは男性で、用意していた品物を見ようとせず、「貴金属はありませんか」としつこく言われた。怖かったので、使っていないネックレスを見せると、「1,000円で買い取る」と一方的に言われた。思い出の品だったので売りたいはなかったが、怖くて断れなかった。

(アドバイス)

- ◆訪問買い取りは、事前の約束がない勧誘は禁止されています。事例のように、依頼していない品物の買い取りを要求された場合は、きっぱりと断りましょう。
- ◆断っているのに業者が帰らない場合は、最寄りの交番などに連絡しましょう。
- ◆買い取り契約をする場合は、必ず、契約書面の交付を受けましょう。
- ◆契約書面を受け取った日から8日以内はクーリング・オフができます。期間中は、品物の引き渡しを拒絶できるので、品物を手元に置いて、本当に売ってもよいか、よく考えることもトラブル防止の方法です。

消費者金融のアプリの不正使用に気をつけて！

(相談事例)

イベント会場で知り合った人に、「いい儲け話がある。消費者金融のウェブ会員になってくれたら、自分が勤めている会社からキャッシュバックがある」と言われた。とても気さくな良い人だったので信用し、その人のスマホで、2社の消費者金融ウェブ会員の登録をした。身分証明のため運転免許証を写真に撮られたので、「勝手に借りたりされないですね」と確認すると「大丈夫」と言われた。

しかし、後日不安になり、登録した2社に確認すると、合わせて70万円キャッシングされていることが分かった。勝手に借りられたのに自分が返済しなくてはいけないのか。

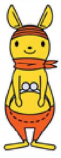
(アドバイス)

- ◆個人情報勝手に利用されていますが、消費者金融は名義貸しと受け取るため、消費者金融への返済を求めてくると思われます。
- ◆スマホで申し込みから借入れまで簡単にできるアプリを使ったローンは、登録に必要な個人情報を不正に入手した他人が、本人になりすまして消費者金融から借入れするトラブルが発生しています。個人情報は責任を持って管理しましょう。
- ◆運転免許証等身分証明に悪用されたものは、発行元に相談することをお勧めします。
- ◆簡単に高額収入を得られることはありません。SNSやイベント会場等で知り合った人からの儲け話には気をつけてください。
- ◆不安になった時や困った時は、消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。

●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します



エステ店のコース契約など、 長期で高額な契約にはリスクがあります！

(相談事例)

エステ店で10回の脱毛コースを契約した。高額だったが、お得なサービスや割引があるからとスタッフにすすめられ、料金を現金一括で前払いした。

後日、1回目の施術を受けるためお店に行ったところ、お店が閉まっていた、ドアには「閉店しました」との紙が貼ってあった。

SNSには倒産したらしいと沢山の書き込みがあったが、お金は返してもらえないのか？

(アドバイス)

◆エステ店の美容コースなど継続したサービスを受ける契約では、料金の前払いがほとんどのようですが、途中で事業者が倒産した場合、サービスを受けられなくなり、また、代金の返金もほぼありません。

事業者の倒産を事前に把握することは難しく、長期の契約ではこういったリスクがあることをしっかりと認識しましょう。

◆なお、クレジットを利用し、料金を分割払いにしている場合には、支払いを止めてもらえることがあります。まずは契約しているクレジット会社に相談してみましょう。

オンラインゲームは親子で遊び方を 話し合ってから楽しみましょう！

(相談事例)

クレジット会社から「利用限度額の上限を超えたため、決済できなかった」とお知らせメールが届いた。

最初は不正利用されたと思っていたが、クレジット明細を確認してはじめて、中学生の息子がスマホのゲームアプリで合計50万円程課金していたことを知った。

すぐにスマホを取り上げ、息子のゲームのアカウントに入ると、50万円のクレジット決済のほか、携帯電話のキャリア決済での請求が8万円近くもあることがわかった。

高額なので支払えない。

(アドバイス)

◆子どもがオンラインゲームで課金して高額請求を受けるケースでは、親のクレジットカードを無断で使ってしまうほか、最近では、携帯電話のキャリア決済を勝手に利用しているケースが増えています。

◆保護者は「子どもが遊んでいるゲームは完全に無料なのかどうか」「課金システムがあるならば、どのような料金体系でどのような決済方法があるか」等きちんと知り、理解しておくことが大切です。

◆また、親子でゲームの利用についてルールを作るなど、子どもとよく話し合みましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します

